

令和 7 年 6 月 1 0 日

第 2 回 笠 松 町 議 会 定 例 会 議 案

目 次

- 第 1 号報告 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 2 号報告 建設改良費繰越計算書（下水道事業）の報告について
- 第 30 号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第 31 号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第 32 号議案 令和6年度笠松町一般会計補正予算（専決第5号）の専決処分の承認について
- 第 33 号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認について
- 第 34 号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意について
- 第 35 号議案 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 36 号議案 軽四輪駆動デッキバン消防車の売買契約の締結について
- 第 37 号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（第2号）について
- 第 38 号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（第3号）について
- 第 39 号議案 令和7年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第 40 号議案 令和7年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第 41 号議案 令和7年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第 42 号議案 令和7年度笠松町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 43 号議案 令和7年度笠松町下水道事業会計補正予算（第1号）について

第 1 号報告

繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和6年度笠松町一般会計繰越明許費繰越計算書について次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 1 0 日 報 告

笠 松 町 長 古 田 聖 人

令和6年度笠松町一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	防災備品管理事業	14,852,000	14,852,000	円	円	円	円	7,432,000
2 総務費	2 企画費	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業	41,376,000	33,439,000	0	31,723,000	0	0	1,716,000
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する給付金事業	87,658,000	71,118,000	0	71,117,000	0	0	1,000
3 民生費	1 社会福祉費	福祉会館管理運営事業	94,653,000	61,443,000	0	0	61,300,000	0	143,000
4 衛生費	1 保健衛生費	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業	5,555,000	1,889,000	0	1,875,000	0	0	14,000
4 衛生費	2 清掃費	ごみ収集・処分事業	8,162,000	8,162,000	0	0	0	0	8,162,000

令和6年度笠松町一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
6 商工費	1 商工費	プロモーション推進事業	2,198,000	2,198,000	0	0	0	0	2,198,000
7 土木費	2 道路橋梁費	道路修繕事業	39,854,000	38,573,000	0	0	38,500,000	0	73,000
7 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	16,124,000	16,124,000	0	0	16,100,000	0	24,000
9 教育費	2 小学校費	学校施設長寿命化事業	6,977,000	6,820,000	0	0	0	0	6,820,000
計			317,409,000	254,618,000	0	112,135,000	115,900,000	0	26,583,000

第 2 号報告

建設改良費繰越計算書（下水道事業）の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定に基づく令和6年度笠松町下水道事業会計予算の建設改良費の繰越額について、同条第3項の規定により次の繰越計算書のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 1 0 日 報 告

笠 松 町 長 古 田 聖 人

令和6年度等松町下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不川額	翌年度繰越額に係る繰越を要する新たな印査簿の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
I 資本的支出	I 建設改良費	松枝処理分区分管渠埋設事業	281,785,000	150,060,900	131,724,100	49,820,000	81,200,000	3,701,100	0	0	施工日の調整に不測の目数を要したことにより、年度内の工事完成が困難であったため
	計		281,785,000	150,060,900	131,724,100	49,820,000	81,200,000	3,701,100	0	0	

第 30 号議案

笠松町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告して承認を求める。

令和 7 年 6 月 10 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

1 令和 7 年 3 月 31 日 専 決

笠松町税条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、町議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

1 笠松町税条例の一部を改正する条例

令和 7 年 3 月 3 1 日

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町税条例の一部を改正する条例

笠松町税条例（昭和30年笠松町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第32条の3中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が8

5万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。)」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0
キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第5号中「定格出力」の次に「(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び有効期間」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第9条の2第16項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第9条の3中第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 町長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第

5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第15条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第15条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品

目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

- 4 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（１） 第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

（２） 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１） 第３２条の３、第３６条の２第１項ただし書、第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項の改正規定並びに附則第３条の規定 令和８年１月１日

（２） 附則第１５条の２の次に１条を加える改正規定及び附則第６条の規定 令和８年４月１日

（３） 第１８条及び第１８条の３の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第２条 この条例による改正後の笠松町税条例（以下「新条例」という。）第１８条の規定は、前条第３号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（町民税に関する経過措置）

第３条 新条例第３２条の３及び第３６条の２第１項ただし書の規定は、令和８年

度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の笠松町税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に

課した、又は課すべきであつた加熱式たばこ（新条例附則第15条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る町たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、笠松町税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第15条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1） 笠松町税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第15条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2） 新条例附則第15条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

第 3 1 号議案

笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告して承認を求める。

令和 7 年 6 月 1 0 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

1 令和 7 年 3 月 3 1 日 専 決

笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、町議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

1 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和 7 年 3 月 3 1 日

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

笠松町国民健康保険税条例（昭和42年笠松町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第23条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の笠松町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第 3 2 号議案

令和 6 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 5 号）の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告して承認を求める。

令和 7 年 6 月 1 0 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

1 令和 7 年 3 月 2 1 日 専 決

令和 6 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 5 号）

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、町議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

1 令和6年度笠松町一般会計補正予算（専決第5号）

令和 7 年 3 月 2 1 日

笠 松 町 長 古 田 聖 人

令和6年度笠松町一般会計補正予算書

令和6年度笠松町一般会計補正予算（専決第5号）

令和6年度笠松町の一般会計補正予算（専決第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,405千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,649,612千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和7年3月21日 専決

笠松町長 古田 聖人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
17 寄附金		142,239	5,300	147,539	
	1 寄附金	142,239	5,300	147,539	
18 繰入金		118,685	1,105	119,790	
	2 基金繰入金	104,109	1,105	105,214	
歳入	合計	8,643,207	6,405	8,649,612	

(歳 出)		(単位：千円)			
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
2 総 務	費	1, 3 0 4, 7 9 7	6, 1 0 0	1, 3 1 0, 8 9 7	
	2 企 画 費	3 8 7, 1 5 0	6, 1 0 0	3 9 3, 2 5 0	
3 民 生	費	3, 3 5 2, 9 9 5	△23	3, 3 5 2, 9 7 2	
	1 社 会 福 祉 費	2, 4 2 3, 4 3 1	△23	2, 4 2 3, 4 0 8	
4 衛 生	費	1, 0 8 1, 3 4 7	△97	1, 0 8 1, 2 5 0	
	1 保 健 衛 生 費	3 3 8, 1 2 0	△97	3 3 8, 0 2 3	
9 教 育	費	1, 0 3 1, 5 1 3	△103	1, 0 3 1, 4 1 0	
	1 教 育 総 務 費	3 1 3, 6 2 4	△39	3 1 3, 5 8 5	
	5 保 健 体 育 費	2 5 9, 6 0 8	△64	2 5 9, 5 4 4	

(単位：千円)

款		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
11 諸 支 出 金			37,306	528	37,834
		1 基 金 費	37,306	528	37,834
歳 出 合 計			8,643,207	6,405	8,649,612

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
6 商工費	1 商工費	プロモーション推進事業	2,198

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 総務費寄附金	138,920	5,000	143,920	1 企画費寄附金	5,000	企業版かさまっ応援寄附金
6 衛生費寄附金	1,220	300	1,520	1 保健衛生費寄附金	300	健康推進普及事業寄附金
計	142,239	5,300	147,539			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入	68,581	1,105	69,686	1 財政調整基金繰入	1,105	財政調整基金繰入
計	104,109	1,105	105,214			

2 歳出

(款) 2 総務費

(項) 2 企画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				知		説明
				国庫支出金	特 定 財 債	財 源		区 分	金 額	
						そ の 他	一 般 財 源			
1 企画総務費	371,582	6,100	377,682			5,000	1,100	11 役務費	1,100	手数料
								24 積立金	5,000	かさ増し基金積立金
計	387,150	6,100	393,250			5,000	1,100			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源		其 他				
				国庫支出金	町 債	そ の 他	一 般 財 源			
3 老人福祉費	24,038	△23	24,015				△23	10 需用費	△23	消耗品費
計	2,423,431	△23	2,423,408				△23			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				知		説明
				特定財源		町債	その他	区分	金額	
				国庫支出金	国庫支出金					
3 健康増進事業費	22,180	△97	22,083				△98	1	10 需用費	△97 消耗品費
計	338,120	△97	338,023				△98	1		

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						説明
				特定財源			一般財源			
				国県支出金	特定財源	その他	区分	金額		
1 教育総務費	313,624	△39	313,585			△40	1	10 需用費	△39	消耗品費
計	313,624	△39	313,585			△40	1			

(款) 9 教育費

(項) 5 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				金額	説明	
				特定財源		一般財源	区分			
				国県支出金	町債					その他
1 保健体育総務費	4,198	△61	4,134			△66	2	10 需用費	△61	消耗品費
計	259,608	△61	259,541			△66	2			

(款) 11 諸支出金

(項) 1 基金費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					説明		
				補正額			一般財源			区分	金額
				国県支出金	特定財源	町債	その他				
5 みんなの健活プロジェクト基金費	2	528	530			527	1	24 積立金	528	みんなの健活プロジェクト基金積立金	
計	37,306	528	37,834			527	1				

第 3 3 号議案

令和 7 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 1 号）の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告して承認を求める。

令和 7 年 6 月 1 0 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

1 令和 7 年 5 月 2 2 日 専 決

令和 7 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 1 号）

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、町議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

1 令和7年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）

令和 7 年 5 月 2 2 日

笠 松 町 長 古 田 聖 人

令和 7 年度 笠松町 一般会計 補正 予算 書

令和 7 年度 笠松町 一般会計 補正 予算 (専決 第 1 号)

令和 7 年度 笠松町の一般会計補正予算 (専決第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入 歳出 予算 の 補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 114,990 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,593,690 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、
「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 5 月 22 日 専決

笠松町 長 古 田 聖 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
14 国庫支出金		1,311,029	114,990	1,426,019	
	2 国庫補助金	224,730	114,990	339,720	
歳入	合 計	8,478,700	114,990	8,593,690	

(歳 出)		(単位：千円)			
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
2 総 務 費		1, 135, 622	114, 990	1, 250, 612	
	3 徴 収 税 費	124, 639	114, 990	239, 629	
歳 出 合 計		8, 478, 700	114, 990	8, 593, 690	

歳入歳出補正予算事業別明細書

1 歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	節		説明	明
			計	区分金額		
1 総務費国庫補助金	117,874	114,990	232,864	2 企画総務費補助金	114,990	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
計	224,730	114,990	339,720			

2 歳出

(款) 2 総務費

(項) 3 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国庫支出金	町債					その他
1 税務総務費	79,863	114,990	194,853	114,990			3 職員手当等	210	時間外勤務手当	
							10 需用費	481	消耗品費	
							11 役務費	1,681	印刷製本費	
									通信運搬費	
									手数料	
							12 委託料	2,588	人材派遣委託料	
							18 負担金補助及び交付金	110,000	定額減税補足給付金	
計	124,639	114,990	239,629	114,990						

第 3 4 号議案

羽島郡二町教育委員会委員の任命同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項及び羽島郡二町教育委員会共同設置規約（昭和 4 4 年笠松町告示第 1 9 号）第 5 条の規定により、次の者を羽島郡二町教育委員会委員に任命したいから町議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 1 0 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

氏 名	羽 田 野 正 史
住 所	羽島郡岐南町伏屋 8 丁目 4 1 番地
生 年 月 日	昭和 2 8 年 1 0 月 1 5 日

第 35 号議案

笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年笠松町条例第6号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 6 月 10 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年笠松町条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

投票所の投票管理者	一の選挙につき 12,800円
期日前投票所の投票管理者	日額 11,300円
開票管理者	一の選挙につき 10,800円
選挙長	一の選挙につき 10,800円
投票所の投票立会人	一の選挙につき 10,900円
期日前投票所の投票立会人	日額 9,600円
開票立会人及び選挙立会人	一の選挙につき

8,900円

を

「

投票所の投票管理者	一の選挙につき 14,500円
期日前投票所の投票管理者	日額 12,800円
開票管理者	一の選挙につき 12,200円
選挙長	一の選挙につき 12,200円
投票所の投票立会人	一の選挙につき 12,400円
期日前投票所の投票立会人	日額 10,900円
開票立会人及び選挙立会人	一の選挙につき 10,100円

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 36 号議案

軽四輪駆動デッキバン消防車の売買契約の締結について

令和 7 年 5 月 20 日地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 3 項の規定に基づき、仮契約した軽四輪駆動デッキバン消防車の購入について、次のとおり売買契約を締結するため、同法第 96 条第 1 項第 8 号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年笠松町条例第 9 号）第 3 条の規定により町議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 10 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 軽四輪駆動デッキバン消防車 |
| 2 契約の金額 | 金 12,980,000 円 |
| 3 契約の相手方 | 岐阜県岐阜市金園町 3 丁目 25 番地
株式会社ウスイ消防
代表取締役 臼井 潔 |

令和 7 年度 笠松町 一般会計補正予算書

第 3 7 号 議案

令和 7 年度 笠松町 一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度 笠松町の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 93,039 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,686,729 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 10 日 提出

笠松町 長 古田 聖人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
19 繰越金		262,700	23,339	286,039	
	繰越金	262,700	23,339	286,039	
21 町債		140,400	69,700	210,100	
	町債	140,400	69,700	210,100	
歳入	合 計	8,593,690	93,039	8,686,729	

(歳 出)		(単位：千円)			
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
9 教 育 費		1, 1 2 7, 0 2 5	9 3, 0 3 9	1, 2 2 0, 0 6 4	
	2 小 学 校 費	2 0 2, 5 1 1	9 3, 0 3 9	2 9 5, 5 5 0	
歳 出	合 計	8, 5 9 3, 6 9 0	9 3, 0 3 9	8, 6 8 6, 7 2 9	

第2表 地方債補正

1 変更

(単位:千円)

起債の目的	補			正			後		
	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率
学校教育施設等整備事業	9,900	証書借入又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率で見直し方される資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	79,600	証書借入又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率で見直し方される資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率)		政府・機構資金については、その融資条件による。銀行、その他の場合は、その債権者と協定した融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。	政府・機構資金については、その融資条件による。銀行、その他の場合は、その債権者と協定した融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	節			説明
			計	区分	金額	
1 繰越金	262,700	23,339	286,039	1 前年度繰越金	23,339	前年度繰越金
計	262,700	23,339	286,039			

(款) 21 町債

(項) 1 町債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	節			説明
			計	区分	金額	
3 教育債	46,900	69,700	116,600	1 教育・福祉施設等整備事業債	69,700	学校教育施設等整備事業
計	46,900	69,700	116,600			

2 歳出

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明		
				特定財源			一般財源		区分	金額
				国県支出金	町債	その他				
1 学校管理費	183,708	93,039	276,747		69,700	23,339	12 委託料	3,853 監理委託料		
							14 工事請負費	89,186 小学校校舍修繕等工事請負費		
計	202,511	93,039	295,550		69,700	23,339				

令和 7 年度 笠松町 一般会計補正予算書

第 3 8 号 議案

令和 7 年度 笠松町 一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度 笠松町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 4 1 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 6 9 3, 1 3 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 1 0 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
14国庫支出金		1,426,019	3,090	1,429,109	
15県支出金	2国庫補助金	339,720	3,090	342,810	
		693,451	121	693,572	
17寄附金	3委託金	54,797	121	54,918	
		33,004	10,359	43,363	
18繰入金	1寄付金	33,004	10,359	43,363	
		574,861	△12,660	562,201	
21町債	2基金繰入金	574,858	△12,660	562,198	
		210,100	5,500	215,600	
歳入	1町債	210,100	5,500	215,600	
	合計	8,686,729	6,410	8,693,139	

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		70,204	182	70,386
2 総 務 費	1 議 会 費	70,204	182	70,386
		1,250,612	21,456	1,272,068
	1 総 務 管 理 費	633,495	8,743	642,238
	2 企 画 費	251,947	△187	251,760
	3 徴 税 費	239,629	4,307	243,936
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	102,112	8,524	110,636
	5 選 挙 費	13,052	69	13,121
3 民 生 費		3,283,530	1,268	3,284,798
	1 社 会 福 祉 費	2,139,447	1,268	2,140,715
4 衛 生 費		1,210,616	△10,864	1,199,752
	1 保 健 衛 生 費	368,100	△11,985	356,115
	2 清 掃 費	842,516	1,121	843,637
5 農 林 水 産 業 費		46,692	△32	46,660
	1 農 業 費	43,647	△32	43,615
6 商 工 費		65,357	4,144	69,501
	1 商 工 費	65,357	4,144	69,501
7 土 木 費		565,100	△1,142	563,958
	1 土 木 管 理 費	81,549	△4,449	77,100
	2 道 路 橋 梁 費	153,242	6,156	159,398

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教 育	4 都 市 計 画 費	305,703	△2,849	302,854
	費	1,220,064	△8,602	1,211,462
	1 教 育 総 務 費	289,639	2,394	292,033
	2 小 学 校 費	295,550	5,872	301,422
	3 中 学 校 費	105,777	2,565	108,342
	4 社 会 教 育 費	196,552	△19,388	177,164
歳 出	5 保 健 体 育 費	332,546	△45	332,501
	合 計	8,686,729	6,410	8,693,139

第 2 表 債務負担行為補正

1 追加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度	額
情報教育ネットワーク事業（小学校費）	令和 8 年 度	総 額	1,425
情報教育ネットワーク事業（中学校費）	令和 8 年 度	総 額	475

第3表 地方債補正

1 変更

(単位:千円)

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急自然災害防止対策事業債	51,200	証書借入又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率で見直し方式で借り入れ、資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	政府・機構資金については、その融資条件による。銀行、その他の場合は、その債権者と協定した融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。	56,700	証書借入又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率で見直し方式で借り入れ、資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	政府・機構資金については、その融資条件による。銀行、その他の場合は、その債権者と協定した融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。				

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	節		説明
			計	区分	
1 総務費国庫補助金	232,864	1,123	233,987	2 企画総務費補助金 3 戸籍住民基本台帳費補助金	551 新しい地方経済・生活環境創生交付金 572 マイナワンバーカード交付事務費補助金
5 教育費国庫補助金	13,080	1,967	15,047	1 小中学校費補助金	1,967 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金
計	339,720	3,090	342,810		

(款) 15 県支出金

(項) 3 委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	節		説明
			計	区分	
2 教育費委託金		121	121	1 小中学校費委託金	121 ふるさと魅力体験事業委託金
計	54,797	121	54,918		

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	節		説明
			計	区分	
2 総務費寄附金	33,001	10,309	43,310	1 企画費寄附金	10,309 企業版かさまつ応援寄附金
4 土木費寄附金		50	50	1 都市計画費寄附金	50 公園等管理事業寄附金
計	33,004	10,359	43,363		

(款) 18 繰入金
(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	節		説明	明
			計	区分		
1 財政調整基金繰入	269,400	△17,610	251,760	1 財政調整基金繰入	△17,610	財政調整基金繰入
3 かさまつ応援基金繰入	97,207	4,980	102,187	1 かさまつ応援基金繰入	4,980	かさまつ応援基金繰入
計	574,858	△12,660	562,198			

(款) 21 町債
(項) 1 町債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	節		説明	明
			計	区分		
1 土木債	80,100	5,500	85,600	3 緊急自然災害防止対策事業債	5,500	緊急自然災害防止対策事業
計	210,100	5,500	215,600			

2 歳出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				補正額			区	分		金	額
				国県支出金	特定財源	町債	その他				
2 事務局費	16,009	182	16,191				182	2 給料	17 職員異動等による		
								3 職員手当等	260 職員異動等による		
								4 共済費	△95 職員異動等による		
計	70,204	182	70,386				182				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債				
1 一般管理費	268,003	4,123	272,126			4,123	2 給料	4,663	職員異動等による
							3 職員手当等	1,046	職員異動等による
							4 共済費	435	職員異動等による
							18 負担金補助及び交付金	△2,021	市町村職員退職手当組合負担金 △2,261
									水道事業児童手当負担金 480
									下水道事業児童手当負担金 △240
3 財産管理費	39,927	4,620	44,547			4,620	12 委託料	4,620	L E D照明導入調査委託料
計	633,495	8,743	642,238			8,743			

(款) 2 総務費

(項) 2 企画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				国庫支出金	特定財源	一般財源	区分	金額			
										町債	その他
1 企画総務費	241,977	△187	241,790			10,309	△10,496	2 給料	△5,799	職員異動等による	
								3 職員手当等	△3,407	職員異動等による	
								4 共済費	△2,026	職員異動等による	
								12 委託料	1,045	中間サーバーVPN装置更新接続支援委託料	
								18 負担金補助及び交付金	10,000	地域課題解決支援事業補助金	
計	251,947	△187	251,760			10,309	△10,496				

(款) 2 総務費

(項) 3 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国庫支出金	特定財源		区	分	
					町債	その他			
1 税務総務費	194,853	4,299	199,152			4,299	2 給料	2,872	職員異動等による
							3 職員手当等	847	職員異動等による
							4 共済費	580	職員異動等による
2 賦課徴収費	44,776	8	44,784			8	18 負担金補助及び交付金	8	軽自動車税環境性能割徴収取扱費負担金
計	239,629	4,307	243,936			4,307			

(款) 2 総務費

(項) 4 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				補正額の財源					
				国庫支出金	特定財源	その他			
					町債				
1 戸籍住民基本台帳費	102,112	8,521	110,636	572		7,952	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費	388 1,055 2,897 1,181	会計年度任用職員報酬 職員異動等による 職員異動等による 職員異動等による
計	102,112	8,521	110,636	572		7,952			

(款) 2 総務費

(項) 5 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明
				補正額			
				特 定 財 源	区 分	金 額	
3 参議院議員 通常選挙費	12,258	69	12,327		69	1 報酬	69 投票管理者等報酬
計	13,052	69	13,121		69		

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明			
				補正額						
				特 定 財 源	一般財源					
					町債	その他				
1 社会福祉総務費	651,915	8,013	659,928	551		7,462	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 27 繰出金	3,896 3,094 1,135 △112	職員異動等による 職員異動等による 職員異動等による 国民健康保険特別会計繰出金 介護保険特別会計繰出金	△38 △74
6 福祉会館費	24,410	△5,616	18,764			△5,616	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△3,268 △1,551 △827	職員異動等による 職員異動等による 職員異動等による	
7 国民年金総務費	11,789	△1,099	10,690			△1,099	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費	153 △617 △370 △265	会計年度任用職員報酬 職員異動等による 職員異動等による 職員異動等による	
計	2,139,447	1,268	2,140,715	551		717				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明
				一般財源			
				国県支出金	特 定 財 源	区 分	
1 保健衛生総務費	188,827	△11,985	176,842			△11,985	2 給料 △6,503 職員異動等による 3 職員手当等 △3,450 職員異動等による 4 共済費 △2,032 職員異動等による
計	368,100	△11,985	356,115			△11,985	

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明	
				特定財源		区分		
				国県支出金	その他			
1 塵芥処理費	766,864	1,121	767,985			一般財源	1,121	指定ごみ袋販売手数料
計	842,516	1,121	843,637				1,121	

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明
				補正額			
				特定財源		区分	
				国県支出金	その他		
2 農業総務費	17,211	△32	17,179			一般財源	
計	43,647	△32	43,615			4 共済費	△32 職員異動等による
						△32	

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			細		説明		
				特定財源		一般財源	区	分		金	額
				国県支出金	その他						
1 商工総務費	7,247	△36	7,211			△36	2 給料		15 職員異動等による		
							3 職員手当等		△5 職員異動等による		
							4 共済費		△76 職員異動等による		
3 観光費	29,330	4,180	33,510				14 工事請負費		4,180 観光施設等整備工事請負費		
計	65,357	4,144	69,501			△36					

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明
				補正額		区分	
				特定財源	金 額		
1 土木総務費	81,519	△4,419	77,100			2 給料 △981 職員異動等による	
						3 職員手当等 △2,655 職員異動等による	
						4 共済費 △813 職員異動等による	
計	81,519	△4,419	77,100				

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
				補正額		区分		
				国県支出金	特定財源			
				64,241	5,500	656	14	
1 道路維持費	58,085	6,156	64,241	5,500	656	14	6,156	側溝舗装等修繕工事請負費
計	153,242	6,156	159,398	5,500	656			

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			細		説明		
				特定財源		一般財源	区	分		金額	
				国県支出金	町債						その他
1 都市計画総務費	216,339	△2,819	213,490			△2,819	2 給料	△2,812	職員異動等による		
							3 職員手当等	533	職員異動等による		
							4 共済費	△570	職員異動等による		
							(財源内訳補正)				
2 公園費	59,361		59,361			50					
計	305,703	△2,819	302,851			50		△2,899			

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明
				補正額		区分	
				国県支出金	特定財源 町債 その他		
1 教育総務費	289,639	2,394	292,033		2,394	4 共済費 18 負担金補助 及び交付金	△31 職員異動等による 2,425 羽島郡二町教育委員会負担金
計	289,639	2,394	292,033		2,394		

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				補正額		一般財源	区 分	金 額	
				特 定 財 源	そ の 他				
				国県支出金	町 債				
1 学校管理費	276,747	5,557	282,304	1,476		4,081	10 需用費	115 修繕料	
							12 委託料	4,928 次期校務システム初期構築業務委託料	
							17 備品購入費	514 図書費	143
								管理用器具費	371
2 教育振興費	18,803	315	19,118			315	10 需用費	101 消耗品費	
							17 備品購入費	214 教材器具費	
計	295,550	5,872	301,422	1,476		4,396			

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				補正額		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	特定財源 町債 その他				
1 学校管理費	90,514	1,643	92,157	491		1,152	12 委託料	1,643	次期校務システム初期構築業務委託料
2 教育振興費	15,263	922	16,185	121	800	1	10 需用費	800	修繕料
							11 役務費	4	傷害保険料
							13 使用料及び賃借料	118	自動車借上料
									施設入館料
計	105,777	2,565	108,342	612	800	1,153			

(款) 9 教育費

(項) 4 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				補正額		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	特定財源 町債その他				
1 社会教育総務費	76,139	△19,388	56,751			△19,388	2 給料	△9,376	職員異動等による
							3 職員手当等	△6,669	職員異動等による
							4 共済費	△3,343	職員異動等による
計	196,552	△19,388	177,164			△19,388			

(款) 9 教育費

(項) 5 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債その他				
3 学校給食費	246,921	△45	246,879			△45	4 共済費	△45	職員異動等による
計	332,546	△45	332,501			△45			

令和7年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算書

第39号議案

令和7年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度笠松町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,984,860千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月10日 提出

笠松町長 古田 聖 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
3 県支 出 金		1, 325, 499	198	1, 325, 697	
	1 県 補 助 金	1, 325, 499	198	1, 325, 697	
5 繰 入 金		272, 274	△38	272, 236	
	1 他 会 計 繰 入 金	152, 274	△38	152, 236	
歳 入 合 計		1, 984, 700	160	1, 984, 860	

(歳 出)		(単位：千円)			
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
1 総 務 費		40,340	160	40,500	
	1 総 務 管 理 費	32,089	160	32,249	
歳 出 合 計		1,984,700	160	1,984,860	

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 3 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	節			説明
			計	区分	金額	
1 保険給付費等交付金	1,320,624	198	1,320,822	2 特別交付金	198	特別調整交付金分
計	1,325,499	198	1,325,697			

(款) 5 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	節			説明
			計	区分	金額	
1 一般会計繰入金	152,274	△38	152,236	4 職員給与費等繰入金	△38	職員給与費等繰入金
計	152,274	△38	152,236			

2 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明	
				特定財源		一般財源	区分		金額
				国県支出金	町債その他				
1 一般管理費	31,528	160	31,688	198		△38	4 共済費 12 委託料	△38 職員異動等による 198 情報センター委託料	
計	32,089	160	32,249	198		△38			

令和7年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算書

第40号議案

令和7年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和7年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ864千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ403,022千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月10日 提出

笠松町長 古田 聖人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
6 後期高齢者医療広域連合支出金		0	864	864	
	1 補助金	0	864	864	
歳入	合計	402,158	864	403,022	

(歳 出)		(単位：千円)			
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
1 総 務 費		4, 5 5 5	8 6 4	5, 4 1 9	
	1 総 務 管 理 費	2, 0 4 6	8 6 4	2, 9 1 0	
歳 出	合 計	4 0 2, 1 5 8	8 6 4	4 0 3, 0 2 2	

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 6 後期高齢者医療広域連合支出金

(項) 1 補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	節			説明
			計	区分	金額	
1 高齢者医療制度円滑運営補助金	0	864	864	1 高齢者医療制度円滑運営補助金	864	高齢者医療制度円滑運営補助金
計	0	864	864			

2 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					説明
				特定財源			区分		
				国県支出金	町債	その他			
							一般財源	金額	
1 一般管理費	2,046	864	2,910			864	11 役務費	864 通信運搬費	
計	2,046	864	2,910			864			

令和7年度笠松町介護保険特別会計補正予算書

第41号議案

令和7年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度笠松町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ74千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,437,038千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができ、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和7年6月10日 提出

笠松町長 古田 聖人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)			
款	入	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入	全		453,903	△74	453,829
		1 他会計繰入金	370,232	△74	370,158
歳入	合	計	2,437,112	△74	2,437,038

(歳出)		(単位：千円)			
款	務	項	補正前の額	補正額	計
1 総務	費		45,830	△74	45,756
		1 総務管理費	21,120	△74	21,046
歳出	合	計	2,437,112	△74	2,437,038

第 2 表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度	額
計 画 推 進 事 業	令 和 8 年 度	総 額	4,697

歳入歳出補正予算事業別明細書

1 歳入

(款) 8 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	節			説明
			計	区分	金額	
1 一般会計繰入金	370,232	△74	370,158	4 その他一般会計繰入金	△74	職員給与費等繰入金
計	370,232	△74	370,158			

2 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明
				特定財源	町債	その他		
1 一般管理費	21,120	△74	21,046				一般財源	
							△74	
							2 給料	5 職員異動等による
							3 職員手当等	△55 職員異動等による
							4 共済費	△25 職員異動等による
							18 負担金補助及び交付金	1 市町村職員退職手当組合負担金
計	21,120	△74	21,046				△74	

令和7年度笠松町水道事業会計補正予算書

第42号議案

令和7年度笠松町水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度笠松町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度笠松町水道事業会計予算（以下「予算」という。）本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額205,446千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額12,363千円、過年度分損益勘定留保資金10,038千円、当年度分損益勘定留保資金104,045千円、建設改良積立金79,000千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額206,788千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額12,363千円、当年度分損益勘定留保資金104,045千円、建設改良積立金90,380千円で補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	支 出	(補 正 予 定 額)	(計)
第1款 資本的支出	251,927千円		1,342千円	253,269千円
第1項 建設改良費	219,524千円		1,342千円	220,866千円

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
職員給与費	22,861千円	1,342千円	24,203千円

令和 7 年 6 月 10 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

令和7年度笠松町水道事業会計補正予算実施計画書

資本的収入及び支出
支出

(単位:千円)

款	項	日	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 資本的支出			251,927	1,342	253,269		
	1 建設改良費		219,524	1,342	220,866		
	2 配水施設改良費		211,496	1,342	212,838	給料 手当 法定福利費	428 732 182

令和7年度笠松町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日)

(単位：円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 当年度純利益 (△は純損失)	△ 5,366,809
(2) 減価償却費	119,949,058
(3) 固定資産除却費	16,143,699
(4) 貸倒引当金の増減額 (△は減少)	0
(5) 引当金 (負債性引当金) の増減額 (△は減少)	179,000
(6) 長期前受金戻入額	△ 26,641,479
(7) 受取利息及び受取配当金	△ 959,000
(8) 支払利息	3,538,000
(9) 未収金の増減額 (△は増加)	30,046,897
(10) 未払金の増減額 (△は減少)	5,317,733
(11) たな卸資産の増減額 (△は増加)	0
小 計	142,207,099
(12) 利息及び配当金の受取額	959,000
(13) 利息の支払額	△ 3,538,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	139,628,099

(単位：円)

2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
(1)	有形固定資産の取得による支出	△ 202,178,462
(2)	国庫補助金等による収入	39,381,597
	投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 162,796,865</u>
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
(1)	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	7,100,000
(2)	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 32,403,000
(3)	他会計からの出資による収入	<u>0</u>
	財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 25,303,000</u>
	資金増加額（又は減少額）	△ 48,471,766
	資金期首残高	204,081,245
	資金期末残高	<u>155,609,479</u>

(令和8年3月31日)

–67–

(2) 投資その他の資産		
イ 投資有価証券	<u>196,531,000</u>	
投資その他の資産合計		
固定資産合計	<u>196,531,000</u>	3,526,874,503
2 流動資産		
(1) 現金預金		155,609,479
(2) 未収金	12,699,140	
貸倒引当金	<u>△ 500,000</u>	12,199,140
(3) 貯蔵品		428,434
(4) その他流動資産	<u>187,000</u>	
流動資産合計		<u>168,424,053</u>
資産合計		<u>3,695,298,556</u>

		負債部の	
		負債	の部
3	固定負債		
(1)	企業債		
イ	建設改良費等企業債	<u>788,504,638</u>	
	企業債合計	<u>788,504,638</u>	788,504,638
	固定負債合計		
4	流動負債		
(1)	企業債		
イ	建設改良費等企業債	<u>44,427,000</u>	
	企業債合計	<u>44,427,000</u>	44,427,000
(2)	未払金		211,405,391
(3)	引当金		
イ	賞与引当金	<u>1,846,000</u>	
	引当金合計		1,846,000
(4)	その他流動負債	<u>100,000</u>	
	流動負債合計		257,778,391

5	繰延収益				
(1)	長期前受金	2,202,222,729			
(2)	長期前受金収益化累計額	<u>△ 1,086,863,495</u>			
	繰延収益合計				<u>1,115,359,234</u>
	負債合計				<u>2,161,642,263</u>
	資本				
	資				
6	資本金				1,010,718,930
7	剰余金				
(1)	利益剰余金				
イ	減債積立金	98,690,000			
ロ	建設改良積立金	263,689,858			
ハ	当年度末処分利益剰余金	<u>160,557,505</u>			
	利益剰余金合計	<u>522,937,363</u>			
	剰余金合計				<u>522,937,363</u>
	資本合計				<u>1,533,656,293</u>
	負債資本合計				<u>3,695,298,556</u>

令和7年度笠松町下水道事業会計補正予算書

第43号議案

令和7年度笠松町下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度笠松町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度笠松町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	
		入	(計)
第1款 下水道事業収益	694,600千円	△240千円	694,360千円
第2項 営業外収益	339,132千円	△240千円	338,892千円
支			
第1款 下水道事業費用	712,876千円	1,511千円	714,387千円
第1項 営業費用	639,673千円	1,511千円	641,184千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額216,728千円は過年度分損益勘定留保資金

19,818千円及び当年度分損益勘定留保資金196,910千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に

対し不足する額216,737千円は過年度分損益勘定留保資金19,818千円及び当年度分損益勘定留保資金196,919千円で

補てんするものとする。」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	498,109千円	△9千円	498,100千円
第1項 国庫補助金	131,409千円	△32,009千円	99,400千円
第3項 企業債	321,800千円	32,000千円	353,800千円

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的	限 度 額		起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前	補正後			
公共下水道事業	154,400千円	186,400千円	証書借入 又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	政府・機構資金については、その融 資条件による。銀行、その他の場合 は、その債権者と協定した融資条件 による。ただし、企業財政の都合に より据置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は低利に借 換えることができる。

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
職員給与費	31,235 千円	1,449 千円	32,684 千円

令和7年6月10日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

令和7年度笠松町下水道事業会計補正予算実施計画書

収益的収入及び支出
収入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 下水道事業収益			694,600	△ 240	694,360		
	2 営業外収益		339,132	△ 240	338,892		
		2 他会計補助金 及び負担金	163,820	△ 240	163,580	児童手当負担金	△ 240

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費用			712,876	1,511	714,387	
	1 営業費用		639,673	1,511	641,184	
		2 総係費	43,859	1,511	45,370	給料 手当 法定福利費 退職手当組合負担金
						620 522 307 62

資本的収入及び支出
収入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 資本的収入			498,109	△ 9	498,100		
	1 国庫補助金		131,409	△ 32,009	99,400		
		1 国庫補助金	131,409	△ 32,009	99,400		
	3 企業債		321,800	32,000	353,800		
		1 建設改良費等企業債	321,800	32,000	353,800	公共下水道事業債	32,000

令和7年度笠松町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日)

(単位:円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

(1)	当年度純利益 (△は純損失)	△ 17,293,683
(2)	減価償却費	372,791,689
(3)	固定資産除却費	0
(4)	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	0
(5)	賞与引当金の増減額 (△は減少)	151,934
(6)	長期前受金戻入額	△ 171,059,976
(7)	受取利息及び受取配当金	△ 1,000
(8)	支払利息	41,486,797
(9)	未収金の増減額 (△は増加)	0
(10)	未払金の増減額 (△は減少)	△ 6,553,085
(11)	たな卸資産の増減額 (△は増加)	0
小 計		219,522,676
(12)	利息及び配当金の受取額	1,000
(13)	利息の支払額	△ 41,486,797
業務活動によるキャッシュ・フロー		178,036,879

(単位：円)

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

(1) 有形固定資産の取得による支出	△ 324, 183, 056
(2) 無形固定資産の取得による支出	△ 14, 430, 888
(3) 国庫補助金等による収入	99, 400, 000
(4) 一般会計又は他の特別会計からの繰入金収入	44, 900, 000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 194, 313, 944

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	353, 800, 000
(2) 建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 343, 644, 458
(3) 他会計からの出資による収入	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	10, 155, 542

資金増加額（又は減少額）

△ 6, 121, 523

資金期首残高

15, 857, 725

資金期末残高

9, 736, 202

令和7年度笠松町下水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

資 産		の 部	
1 固 定 資 産	円	円	円
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 構 築 物	12,474,966,027		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 2,261,189,002</u>	10,213,777,025	
ロ 機 械 及 び 装 置	2,117,311		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 2,051,520</u>	65,791	
有 形 固 定 資 産 合 計		10,213,842,816	
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 施 設 利 用 権		<u>797,082,105</u>	
無 形 固 定 資 産 合 計		<u>797,082,105</u>	
固 定 資 産 合 計			11,010,924,921
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		9,736,202	
(2) 未 収 金		7,900,000	
貸 倒 引 当 金		<u>△ 500,000</u>	
流 動 資 産 合 計		<u>7,400,000</u>	<u>17,136,202</u>
資 産 合 計			<u>11,028,061,123</u>

		負債	の	部
3	固定負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良費等企業債	<u>3,949,524,771</u>		
	企業債合計		<u>3,949,524,771</u>	
	固定負債合計			3,949,524,771
4	流動負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良費等企業債	<u>305,501,656</u>		
	企業債合計		305,501,656	
	(2) 未払金		133,329,100	
	(3) 引当金			
	イ 賞与引当金	<u>2,513,264</u>		
	引当金合計		<u>2,513,264</u>	
	流動負債合計			441,344,020

5	繰延収益				
	(1) 長期前受金	6,555,652,831			
	(2) 収益化累計額	<u>△ 1,085,728,513</u>			
	繰延収益合計				<u>5,469,924,318</u>
	負債合計				<u>9,860,793,109</u>
	資本				
	剰余金				
	(1) 欠損金				1,479,583,839
	イ 当年度末処理欠損金	<u>312,315,825</u>			
	利益剰余金合計	<u>△ 312,315,825</u>			
	剰余金合計				<u>△ 312,315,825</u>
	資本合計				<u>1,167,268,014</u>
	負債資本合計				<u>11,028,061,123</u>